

2013年5月31日 全9頁

みんなのためのインフラ更新と国土強靭化②

政権交代後の検討状況及び新法案と全体ビジョンの必要性

金融調査部 主任研究員 中里 幸聖

[要約]

- 「国土強靭化」は、防災・減災を強化した国土構想を改めて定め、持続可能な国家機能と社会の構築を図ろうとする概念であり、中心となるのはインフラの強化である。ただし、国土強靭化そのものはインフラを包含するハード・ソフト両面にわたる様々な施策を効果的に組み合わせて実現するものである。
- 政府は「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」と「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、国土強靭化に必要な施策立案やそのための現状把握としての脆弱性評価等を検討・推進し、「国土強靭化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた当面の対応」を作成・決定した。
- 法的には、議員立法の形で「防災・減災等に資する国土強靭化基本法案」が国会に提出 された。廃案前の法案と比較して、国土強靭化の方向性がより明確になっていると評価 できる。
- こうした取り組みは中長期的な国土のあり方にも影響を及ぼすこととなろう。そのため、 望ましい国土のあり方といった将来における全体ビジョンを構想しておくことが重要 である。国土強靭化のための諸施策を全体ビジョンの方向性に沿って展開することによ り、国土強靭化がより効果的に実現されると考える。
- 1. 国土強靭化に関する会議等の設置と議論
- (1) 懇談会と連絡会議の設置

2012 年 12 月の総選挙において、自民党の政権公約(「日本を、取り戻す。重点政策 2012」)で示された「国土強靭化」の考え方は、わが国にとって喫緊かつ重要な課題の一つといえよう。 既に第 180 回通常国会(12 年 1 月 24 日~9 月 8 日)で、議員立法の形で「国土強靭化基本法案」が提出されていたが、衆議院が解散となったためいったん廃案となった。しかし、政権交代後の 12 年度補正予算(13 年 2 月 26 日成立)や 13 年度予算(13 年 5 月 15 日成立)では、国土強靭化の重要な一翼をなす公共投資、なかでも維持補修や更新投資を重視している姿勢が 滲み出ている¹。

政権交代後、国土強靭化に関わる予算関係以外の政府側の主な動きとしては、国土強靭化担当大臣の任命や「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」と「国土強靭化の推進に関する関係府省庁連絡会議」の設置が挙げられる。いずれも国土強靭化担当大臣が担当し、前者が有識者の立場から全体的な方針や必要な施策の指摘、後者が実務の立場から前者の指摘を踏まえて具体的な施策を検討・推進していくという立て付けである。

また、5月20日に議員立法の形で今国会(第183回通常国会:13年1月28日~6月26日までの予定)に「防災・減災等に資する国土強靭化基本法案」が提出された。「防災・減災等に資する国土強靭化基本法案」は、廃案前の「国土強靭化基本法案」より簡潔なものとなっている。本稿ではこれらの議論等を紹介し、次いで全体ビジョンの必要性について示唆したい。

①ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会の概要

ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会(以下、懇談会)は、「国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国をつくるためのレジリエンス(強靭化)に関する総合的な施策の推進の在り方について意見を聴くことを目的」(「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会の開催について」(平成25年2月22日、内閣官房長官決裁)より)とした有識者による懇談会であり、国土強靭化担当大臣の下に開催されている。第1回懇談会は3月5日に開催され、直近では5月24日に第6回懇談会が開催された。

懇談会では、各官庁での対応状況や外部有識者等による防災・減災に関連する報告、委員による意見交換が行われた。懇談会の各回では、「対象とするリスクと『脆弱性』に関する考え方」、「国土の強靭化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))に向けた考え方」、「脆弱性評価の考え方」、「重点化・優先順位付けの方法について」などのテーマについて議論がなされ、直近の第6回懇談会で「国土強靭化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた当面の対応(案)」が提示された。

懇談会では、国土強靭化はインフラを包含するハード・ソフト両面にわたる様々な施策を効果的に組み合わせて実現するものとして捉えている。インフラの強化のみならず、防災教育や地域社会のあり方、効果的な規制、情報伝達、エネルギー政策など様々なシステムにおける強靭性、つまりは「『ショック耐性』(ねばり強さ)と『回復力』(しなやかさ)の合成概念」(第1回懇談会資料「ナショナル・レジリエンスの確保について(藤井座長提出資料)」より)を国家レベルで備えることである。ただし、本稿シリーズではその中でもやはりインフラ強化を中心として記述している。

¹ 予算概要については、拙稿「国土強靭化の焦点~大規模な更新投資が必要なインフラ群~」(『大和総研調査 季報』 2013 年春季号 Vol. 10 掲載)を参照。



②国土強靭化の推進に関する関係府省庁連絡会議の概要

国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(以下、連絡会議)は、「国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くてしなやかな国をつくるための国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)に関し、関係府省庁が情報交換・意見交換を行い、連携を図るとともに、総合的な施策を検討・推進するため」(「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について」(平成25年3月15日、内閣総理大臣決裁)より)の関係府省庁による会議であり、国土強靱化担当大臣を議長として開催されている。3月19日に第1回連絡会議が開催され、4月10日の第2回連絡会議にて、「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた考え方」及び「『自然災害等に対する脆弱性評価』を実施するための指針」、5月28日の第3回連絡会議にて「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた当面の対応」が決定されている。

(2)決定事項等のポイント

①「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた考え方」

「国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた考え方」(以下、「考え方」)は4月10日に連絡会議で決定された。「強くしなやかな(強靱な)」国づくりの基本的な方針として、「人命は何としても守り抜く」「行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない」「財産・施設等に対する被害をできる限り軽減し、被害拡大を防止する」「迅速な復旧・復興を可能にする」を掲げている。

「強靭化(レジリエンス)により備えるべき国家的リスク」としては、自然災害の他に、大規模事故、テロ等も視野に入れているが、当面は大規模な自然災害を対象として検討していくとしている。検討にあたっては、1)現在の政府の取組、地域の現状における脆弱性評価、2)分野横断的な目標明示、3)関係機関における組織・人材・運営面での課題調査、4)「当面の対応」の取りまとめ、5)必要となる施策・事業について平成26年度予算編成過程を通じて具体化、6)積極的な広報活動、に留意するとしている。

②「『自然災害等に対する脆弱性評価』を実施するための指針」

「『自然災害等に対する脆弱性評価』を実施するための指針」(以下、「指針」)は「考え方」と同じく4月10日に連絡会議で決定された。国土の強靭化に向けた取組を推進するために、1)対象リスク特定と目標明示、2)リスクシナリオ・影響分析に基づく現状の脆弱性評価、3)脆弱性の原因分析、課題と対応方策検討、4)対応方策を重点化、優先順位をつけて計画的に実施、5)結果評価、のサイクルを回していくことが必要としている。しかし、1)は具体的に明示必要、2)は相当な期間を要するとして、本格的な対応は年央以降に実施することとしている。

当面の対応として、①低頻度大規模災害に対して、国土の強靭性を確保するうえで事前に備



えるべき目標設定(以下、「目標」。「指針」の別紙で提示。本稿図表1)、②各府省からの報告を受けて、現状と「目標」の乖離について総合的に分析、③地方公共団体等の現状認識調査を行い、現状の脆弱性評価、を行うとしている。その上で、関係府省庁が実施すること、地方公共団体に依頼すること、として「目標」に関連する検討すべき事項を提示している。

図表 1 国土の強靭性(レジリエンス)を確保するうえで事前に備えるべき目標

基本的な方針	目標	
I. 人命を守る	1 大規模災害が発生したときでもすべての人命を守る	
יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	2 大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われ	
Ⅱ. 行政・経済社会を	4 る(それがなされない場合の必要な対応を含む)	
維持する重要な機能	3 大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
が致命傷を負わない	4 大規模災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
	大規模災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)	
Ⅲ. 財産施設等に対	を機能不全に陥らせない	
する被害のできる限り	大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電	
の低減、被害拡大の	6 気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、	
防止	これらの早期復旧を図る	
197	7 制御不能な二次災害を発生させない	
Ⅳ. 迅速な復旧・回復	8 大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復	
14. 远远 6 区旧 回及	³ できる条件を整備する	

(出所) 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議「『自然災害等に対する脆弱性評価』を実施するための 指針」

③「国土強靭化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた当面の対応」

「国土強靭化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた当面の対応(案)」が 5月24日の懇談会に提示され、いくつかの表現修正を加えた上で、5月28日の連絡会議にて「国土強靭化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))推進に向けた当面の対応」(以下、「当面の対応」)が決定された。「当面の対応」の項目と主なポイントは図表2の通りである。

- 「1 国土強靭化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))について」において、既に「考え方」で示されていた「基本的な方針」の4原則は、国土強靭化を推進していく上で根本となるものである。さらに、今回の「当面の対応」で示された施策の具体化に当たっての方針は、財政制約が厳しく、人口減少が今後とも続くわが国では、非常に重要な視点である。
- 「2 『自然災害等に対する脆弱性評価』の結果(概要)」では、施策パッケージである「プログラム」と各省庁の「施策分野」をマトリクスで対応させ、それぞれについて課題を記載したことが、現時点での大きな成果であろう。今後は、ここで整理された課題に対する対応策を検討し、適時、施策に反映していくことが求められる²。
- 「3 重点化・優先順位の考え方」は、国土強靭化を効果的に推進していく上で欠かせない視点がまとめてあるが、この点については次回レポートにて言及する予定である。

 $^{^2}$ マトリクスは、別紙4の「脆弱性評価の結果概要(表形式)」を指し、内閣官房のウェブサイトにおける「ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会」の「第6回資料」からダウンロードできる。



「4 国土強靭化の戦略的な推進」にて、今回の「当面の対応」は限られた期間における試行 であることを明示し、今後の工程を示している。

図表2 国土強靭化推進に向けた当面の対応の項目と主なポイント

1 国土強靭化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))について

- (1)国土強靭化の検討経緯
- (2)国土強靭化推進に関する基本的方針
- 〇「強くてしなやかな(強靭な)」国づくりの基本的な方針の4原則
 - 1)人命は何としても守り抜く
 - 2) 行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない
 - 3)財産・施設等に対する被害をできる限り軽減し、被害拡大を防止する
 - 4)迅速な復旧・復興を可能にする
- 〇 施策の具体化に当たっての方針
 - 1)既存の社会資本の有効活用等による費用の縮減
 - 2)施設等の効率的かつ効果的な維持管理
 - 3)地域の特性に応じた自然との共生・環境との調和
 - 4)施策の重点化
 - 5) 民間資金の積極的な活用

「自然災害等に対する脆弱性評価」の結果(概要)

- (1)「プログラム」と「施策分野」の考え方
- これまで各府省庁等が取り組んでいる施策のみでは十分ではないと判断される45の事態を別紙2の通り整理
- 各府省庁の施策を12の分野に分類(別紙3)。各事態を回避するための施策パッケージを「プログラム」と呼び、45のプログラムに各府省庁が行っている施策を対応させ、課題が確認できるよう整理(別紙4)
- (2)評価結果の概要
- プログラム別の課題を別紙4の「コラムA」に記載
- 施策分野別の課題を目標ごとに別紙4の「コラムB」に記載
- 都道府県、経済団体からの主な意見を別紙5に整理
- (3)今後の対応
- 〇 別紙4コラムAの課題は、必要なものは平成26年度概算要求に反映。関係機関の連携が特に必要なものは、懇談会の ワーキンググループで検討
- 〇 都道府県、経済団体からの意見は、各府省庁において検討し、必要なところから施策に反映
- 別紙4コラムBの課題は、各府省庁において検討

- <u>3 重点化・優先順位の考え方</u> (1)プログラムの重点化・優先順位づけ
- 1)国の役割の大きさ
- 重点化・優先順位づけは、プログラム単位で判断。判断基準は、まずは国が果たすべき役割が大きいと認められるか
- 具体的には、国家機能に直結するもの、広域的な対応が必要なもの、地方公共団体が一義的に対応することが困難であ るもの
- 2)影響の大きさと緊急度
- 影響がきわめて甚大、かつ、事態の起こりやすさが一定程度認められ早急な対応が必要と認められるかも重点化・優先順 位づけの判断基準
- 〇 特に「人命を守る」「重要な機能が致命傷を負わない」という視点重視
- (2)施策の検討と評価
- 〇 国土強靭化担当大臣が、プログラムの重点化・優先順位の具体的判断を行い、各府省庁が施策の検討
- 関係府省庁間、国と地方、官民の連携が特に必要なプログラムは、ワーキング・グループで施策検討

国土強靭化の戦略的な推進

- (1)今回の「当面の対応」の位置づけ
- ○「当面の対応」は試行であり、より精緻な取組へ進化させていく
- (2)年央までに実施するもの
- 7月末を目途に、各プログラムの今後の対応方針を取りまとめ
- プログラムの重点化・優先順位づけに関する方針を具体化
- ○8月末を目途に、施策分野別の政策課題、都道府県・経済団体からの意見についての対応方針を取りまとめ
- (3)今秋以降に実施するもの
- 施策の策定に係る基本的な指針になる「国土強靭化政策大綱(仮称)」を策定

※ 別紙

- 1. 国土の強靭性(レジリエンス)を確保するうえで事前に備えるべき目標
- 2. プログラムにより目指すべき起こってはいけない事態
- 3. 施策分野-
- 4. 脆弱性評価の結果概要(表形式)
- 5-1. 都道府県からの主な意見(国の施策として必要な取組)
- 5-2. 民間経済団体からの主な意見
- 6. ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会ワーキング・グループ
- (注) 図表中の〇部分は大和総研による抜粋・要約。
- (出所) 国土強靭化の推進に関する関係府省庁連絡会議「国土強靭化 (ナショナル・レジリエンス (防災・減災)) 推進に向けた当面の対応」より大和総研作成



全体として、国土強靭化を推進していくために必要な現時点での状況整理、今後の取り組み 方等が適切に示されていると考える。

2. 防災・減災等に資する国土強靭化基本法案の概要

5月20日に議員立法の形で国会に提出された「防災・減災等に資する国土強靭化基本法案」 (以下、今回法案)は、前述したように廃案前の「国土強靭化基本法案」(以下、前回法案)よ り簡潔なものとなっている³。現在の与党が掲げる国土強靭化については、財政規律やバラマキ への懸念等の観点から疑問視する見方があったが、前回法案からはそうした疑問が生じるのも 致し方なかったと考える。しかし、今回法案は大規模災害等に備えるための国土強靭化という 姿勢が全体を貫いており、少なくとも法案そのものからは前述の疑問はある程度払拭されるの ではないかと思われる。

図表 3 は、前述の懇談会と連絡会議での議論を踏まえつつ、前回法案と比較した今回法案の 主なポイントをまとめたものである。

今回法案は、「総則」(第一章)の第一条(目的)で「国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害等(以下単に「大規模災害等」という。)から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする」として、大規模災害等に備えるための国土強靭化という姿勢が明確になっている。そして、そうした国土強靭化を図ることが、結果として国民生活の向上や国民経済の発展等に資するとしている。前回法案では、国土強靭化に関する施策によって経済社会の発展や国民生活安定向上を図るといったように、経済対策の一環としての国土強靭化という捉え方ができるような表現が法案の随所にみられ、国土強靭化を具体的な施策にするためには焦点が拡散している印象が強かった。

第二条(基本理念)では、事前防災及び減災、大規模災害等の影響の最小化という観点からの国土強靭化という基本理念が示され、国土強靭化の焦点が明確となっている。前回法案では、「多極分散型の国土の形成」、「複数の国土軸の形成」、「国土の均衡ある発展」等のキーワードが散りばめられ、国土強靭化の焦点が拡散しているようであった。

³ 廃案前の「国土強靭化基本法案」の概要については、拙稿「注目すべき国土強靭化の行方〜老朽化したインフラの更新は官民連携で〜」(大和総研リサーチレポート、2012年12月17日) http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20121217_006590.html 参照。



.

その他の「総則」(第一章)では国など関係者の責務を規定している。中でも第六条で「関係者相互の連携及び協力」を明記していることが評価できよう。

図表3 「防災・減災等に資する国土強靭化基本法案」のポイント(前回法案と比較して)

法案名 防災・減災等に資する国土強靭化基本法案 国土強靭化基本法案				
		2013年5月20日(第183回通常国会にて)	2012年6月4日(第180回通常国会にて)	
		前回法案より改善したと考えるポイント	前回法案における課題と考えるポイント	
第 <u>一章 総則</u> 第一条	目的	大規模災害等に備えた国土強靭化に焦点を絞り、そのことが国民生活の向上や国民経済の発展等に資するとしている。	国土強靭化に関する施策によって、経済 社会の発展や国民生活安定向上を図る としている。	
第二条	基本理念	事前防災及び減災、大規模災害等の影響の最小化という観点からの国土強靭化という基本理念が示され、国土強靭化の焦点が明確となっている。	「多極分散型の国土の形成」、「複数の国土軸の形成」、「国土の均衡ある発展」等のキーワードが散りばめられ、国土強靭化の焦点が拡散しているようであった。	
第六条	関係者相互間の 連携及び協力	国、地方公共団体、事業者その他の関係者の相 互連携・協力を提唱している。	国が関係者を指導するように読める部分 もあった。	
第二章 基本方針等				
第八条	基本方針	防災・減災の観点も含めて大規模災害等への対応としての国土強靭化の観点から、人命保護、社会経済の持続可能性確保、被害最小化、迅速な復旧復興を掲げている。	震災からの復興の推進や大規模災害に対する備えや社会基盤整備などの他、地域間の交流連携促進、経済力の維持向上、農林水産業の振興、離島保全などが挙げられていた。そのため、国土強靭化の重点や優先順位が見えにくくなっていた。	
第九条	施策の策定及び 実施の方針	「当面の対応」で示されている施策の具体化に当たっての方針と同内容の方針を掲げており、効果的かつ実務的な施策策定及び実施が期待できる。	-	
第三章 国土強靭化基本計画等				
第十条	国土強靭化基本計画	地方公共団体の主体的な取組みを尊重すること を明記している。また、「施策の分野」、「施策の 策定に係る基本的な指針」などを定めるとしてお り、より具体化に向けた条文となっている。	「施策についての基本的な方針」、「総合的かつ計画的に講ずべき施策」など、具体化には距離があるイメージであった。	
第十三条	国土強靭化地域計画		政府が「広域地方国土強靭化計画」を定めるとされ、国主導の色彩が強い。	
第四章 国土強靭化推進本部				
第十五条	設置	前回法案では「国土強靭化戦略本部」としていた が、「国土強靭化推進本部」としている。	-	
第十七条	国土強靭化基本計画の案の作成	大規模災害等に対する脆弱性評価の指針を定め、脆弱性評価を行い、その結果に基づいて基本計画案を作成するとし、合理的かつ体系的な計画策定が期待できる。また、あらかじめ都道府県、市町村、有識者等の意見を聞くことが明記され、より実態に即した計画となることが期待できる。	-	
第五章 雑則				
	進	広報活動等を通じて国民の理解を深めるとして おり、現実的である。	国土強靭化国民運動本部の設置や国土 強靭化国民運動の推進が定められていたが、実質的に機能するかは不透明であった。	
第二十八条	: 諸外国の理解の 増進	諸外国も視野に入れていることが明示されてい る。	-	

(出所)衆議院ウェブサイト掲載の議案「防災・減災等に資する国土強靭化基本法案」「国土強靭化基本法案」 を大和総研にて比較考量して作成

「基本方針等」(第二章)では、国土強靭化推進の基本方針と施策の策定及び実施の方針が規定されている。基本方針(第八条)では、「人命の保護が最大限に図られること」が強調され、大規模災害等に対する社会経済の持続性確保、被害最小化、迅速な復旧復興など、国土強靭化推進の方針が明確化されている。また、第九条(施策の策定及び実施の方針)は、「一 既存



の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。」「二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。」「三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。」「四 第二条の基本理念及び前条の基本方針を踏まえ、実施されるべき施策の重点化を図ること。」「五 民間の資金の積極的な活用を図ること。」と規定されており、前述の懇談会と連絡会議における「当面の対応」の施策の具体化に当たっての方針と同内容となっている。これらは、財政規律やバラマキへの懸念等を払拭するような方針となっている。特に「既存の社会資本の有効活用」、「施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理」、「民間の資金の積極的な活用」は、本稿シリーズのテーマでもあるインフラ更新を効果的に進めて行くために重要な方針である⁴。

「国土強靭化基本計画等」(第三章)では、「地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ」と明記され、前回法案でみられた国主導の全国総合開発計画のリニューアル版的な色彩は感じられない。また、「施策の分野」や「施策の策定に係る基本的な指針」などを定めるとしており、より具体化に向けた条文となっている。さらに、前回法案では「広域地方国土強靭化計画」の条文が設けられ、政府が計画を策定することとなっており、これが全国総合開発計画等を彷彿させる要因の一つともなっていたが、今回法案には入っていない。

「国土強靭化推進本部」(第四章)では、大規模災害等に対する脆弱性評価の指針を定め、脆弱性評価を行い、その結果に基づいて基本計画案を作成するとし、合理的かつ体系的な計画策定が期待できる。また、あらかじめ都道府県、市町村、有識者等の意見を聞くことが明記され、より実態に即した計画となることが期待できる。なお、前回法案では国土強靭化戦略本部という名称であったが、今回法案では国土強靭化推進本部としている。

前回法案では「国土強靭化国民運動本部等」という章があり、国土強靭化に関する国民運動の推進などが規定されていた。今回法案では「雑則」(第五章)で、広報活動等を通じて国民の理解を深めると規定しており、現実的である。

総じて、前回法案より今回法案は簡潔かつ現実的で実効力が期待できそうな内容となっていると考えられる。国土強靭化に法的な基盤を持たせるためにも、法案の早期成立が望まれよう。

3. おわりに~全体ビジョンの必要性~

本稿で解説した懇談会や連絡会議での取り組み、新しく提出された法案等に基づいて、国土 強靭化の施策を推進していくことは中長期的な国土のあり方にも影響を及ぼすこととなろう。 そのため、国民・住民みんなの観点を踏まえた望ましい国土のあり方といった将来における全 体ビジョンを構想しておくことが重要である。国土強靭化のための諸施策をそうした全体ビジ

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20130507_007131.html の分類(A群:行政事業型、B群:公営企業型、C群:公有株式会社型、D群:民間事業型)ごとに考えると整理しやすいであろう。



⁴ なお、国土強靭化の観点からのインフラ更新の施策は、拙稿「みんなのためのインフラ更新と国土強靭化①~国土強靭化の論点と課題~」(大和総研リサーチレポート、2013年5月7日)

ョンの方向性に沿って展開することにより、国土強靭化がより効果的に実現され、国民・住民 みんなにとっても実りのあるものとなると考える。

将来における全体ビジョンを構想するにあたっては、財政制約が厳しい状況の下で少子高齢化と人口減少が進むわが国において、どのような国土構想とすることが国民・住民みんなの持続的な活力に繋がるのかという視点が欠かせない。そのためには、国土強靭化の施策を重点化し、優先順位をつけていく必要がある。次回レポートでは、懇談会等の議論も踏まえつつ、そうした優先劣後についての考え方を整理する予定である。

関連レポート・書籍

・中里幸聖「みんなのためのインフラ更新と国土強靭化①~国土強靭化の論点と課題~」 (大和総研リサーチレポート、2013 年 5 月 7 日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20130507_007131.html

- ・中里幸聖「国土強靭化の焦点~大規模な更新投資が必要なインフラ群~」(『大和総研調査季報』 2013 年春季号 Vol. 10 掲載)
- ・中里幸聖「注目すべき国土強靭化の行方~老朽化したインフラの更新は官民連携で~」 (大和総研リサーチレポート、2012 年 12 月 17 日)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20121217_006590.html

・中里幸聖「持続可能なインフラ整備に向けて~官民連携の強化と長期資金~」(『大和総研調査季報』 2012 年夏季号 Vol. 7 掲載)

http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/12090301capital-mkt.html

・中里幸聖「人口構造変化の地域間格差とその影響」(『DIR 経営戦略研究』2007 年夏季 号 vol. 13)

